

境港市文化財保護審議会（令和元年9月19日審議会 会議録）

日時 令和元年9月19日（木）13時30分～15時00分

会場 境港市役所 第2会議室

出席者 【審議会委員】

根平会長・小灘副会長・門脇委員・中田委員

※会長、副会長は当日、委員の互選により決定。

【事務局】

生涯学習課 黒崎課長・竹内文化体育係長・大久保主事

市史編纂室 川端氏

<日程>

1. 開会
2. 会長および副会長の選出
3. 議事・報告
 - (1) 平成30年度文化財保護事業について
 - (2) 令和元年度文化財保護事業について
 - (3) 境港市文化財指定基準（案）について
 - (4) 文化財の指定について
 - (5) その他
4. 閉会

<会議録（要旨）>

◆1～2は省略

◆3 議事・報告

- (1) 平成30年度文化財保護事業について

【報告事項】

事務局 以下①～⑨を報告

①竹内町の御講内（オコニャ）調査事業

②弓浜拵

③境港市トンド保存会の活動

④全史協中国地区協議会の参加報告

⑤文化財めぐり

⑥文化財防火デー

※委員から特に質疑なし

(2) 令和元年度文化財保護事業について

【報告事項】

- 事務局 下記①～④について報告
- ①弓浜緋について
 - ②弓浜半島のトンドについて
 - ③全史協中国地区協議会について
 - ④庄司家特別公開

※委員から特に質疑なし

委員 石造物の文化財の老朽について対策は考えているか。

事務局 この件については県へ相談をしており、県主催で石造文化財の保存の措置について研修を予定していたが、豪雨により延期された。資料には書いていない部分にはなるが、検討はしている。

(3) 境港市文化財指定基準（案）について

境港市には文化財の指定の際に明文化された規定がなく、今後作成する必要があるのではないかと考える。国が設けている重要文化財と国宝の指定の基準をもとに（案）を作成したので、この案をもとに当会で審議したい。一点境港市独自の規定として、「第5 境港市指定史跡名勝天然記念物」について、“伝承地”を書き足している。境港市指定文化財「皇の松伝承地」の指定の際に、皇の松伝承は歴史的事実の証明が難しく史跡としての指定は難しいが、市民に伝えていく必要があるということで、伝承地として指定したという経緯がある。

（協議結果）指定基準の作成については満場一致で賛成。今後委員の意見を取り入れながら作成していく。

(4) 文化財の指定について

【協議事項】

①庄司家住宅の県指定について

事務局 （上記文化財の指定の経緯、今後の対応等について説明）

委員 庄司家は市の指定ではなくなるのか。

事務局 現在市が指定している“主屋・茶座敷”は県の指定範囲と重なっているため、県指定に伴って市の指定は解除される。（境港市文化財保護条例第6条2項）

②財ノ木町内の記念碑について

事務局 （上記文化財の経緯、事務局提案等について説明）

委員 特別な方の顕彰碑かということについて立証できていないため、見送りは妥当ではないかと考える。

委員 文字が読めなくなっている。個人の記念碑は多くあり、文化財に指定するだけの功績のある方の碑かということとそうでもない。

（協議結果）事務局提案通り可決

③財ノ木町内のオノ木について

事務局 （上記文化財の経緯、事務局提案等について説明）

委員 地元にとっては町名の由来となっているものであるので思い入れが深いとは思いますが、町名ゆかりの地というだけでは指定はできない。

要望があるから指定するのではなく、文化財的価値があるからこそ指定するのであり、本件はその点を満たしているとは考えにくい。

（協議結果）事務局提案通り可決

（5）その他

○文化財説明板での外国人対応について

事務局 （上記の経緯について説明）

現在の説明板に外国語を併記することは、スペースや費用等多くの問題が出てくる。事務局からは、「市の HP に文化財の外国語版の紹介ページをつくり、説明板にそのページに移行できる QR コードを付ける。」という案を提案したい。その他良い案があれば意見をいただきたい。

委員（複数名） 外国人の寺院等の文化財への興味は実感している。事務局案について賛成である。

○文化財指定候補

委員 日本にロシア艦隊が来た際の古文書があると聞いた。

今後指定を検討していくべきではないか。

委員 まずは所在を突き止め、現物をみる必要がある。今後検討していきたい。

4. 閉会